

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年5月29日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第37号

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年飯塚市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1に定める事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第4条第4項に規定する住登外者宛名番号管理機能により、住登外者宛名情報を登録し、変更し、又は削除する事務</u></p> <p>(2) <u>住登外者宛名番号の付番、変更及び削除並びに当該番号に係る照会及び管理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関し必要な事務</u></p> <p><u>9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)によらない予防接種(市が費用助成を行うものに限る。)に係る費用の助成に関する事務とする。</u></p> <p><u>10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(条例別表第1に定める事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>

(1)～(4) (略)

11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 条例第4条第4項に規定する住登外者宛名番号管理機能により、住登外者宛名番号を付番し、住登外者宛名情報を登録し、変更し、又は削除する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関し必要な事務

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(5) (略)

2～11 (略)

12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の使用料、金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実につい

(1)～(4) (略)

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(5) (略)

2～11 (略)

12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の使用料、金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実につい

ての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

- (2) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、改良住宅入居者等に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報とする。

14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下この号において「第1号被措置者等」という。)に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

イ (略)

- (2) (略)

ての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護関係情報

- (2) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護関係情報

13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、改良住宅入居者等に係る外国人生活保護関係情報とする。

14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下この号において「第1号被措置者等」という。)に係る外国人生活保護関係情報

イ (略)

- (2) (略)

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下この号において「第2号被措置者等」という。)に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

イ (略)

(3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下この条において「被措置者等」という。)に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

イ (略)

15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報とする。

16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の1

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下この号において「第2号被措置者等」という。)に係る外国人生活保護関係情報

イ (略)

(3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者(以下この条において「被措置者等」という。)に係る外国人生活保護関係情報

イ (略)

15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報とする。

16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の1

0において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養している児童の属する世帯全員に係る住民票関係情報又は住登外者宛名情報

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養している児童の属する世帯全員に係る住民票関係情報又は住登外者宛名情報

17 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に定める情報とする。

(1)～(2) (略)

(3) 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る住登外者宛名情報

18 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

0において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養している児童の属する世帯全員に係る住民票関係情報

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養している児童の属する世帯全員に係る住民票関係情報

17 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に定める情報とする。

(1)～(2) (略)

18 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

(2)～(5) (略)

19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

(2) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

(3) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る外国人生活保護関係情報

(2)～(5) (略)

19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報

(2) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報

(3) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報

- (4) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報
- (5) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者(以下この号において「賦課被保険者」という。)に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報
- (6) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報
- (7) 介護保険法施行規則第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報
- (8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報
- (9) 介護保険法施行規則第83条の6(同令第97条の4において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

- (4) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報
- (5) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者(以下この号において「賦課被保険者」という。)に係る外国人生活保護関係情報
- (6) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報
- (7) 介護保険法施行規則第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報
- (8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護関係情報
- (9) 介護保険法施行規則第83条の6(同令第97条の4において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報

(10) 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

20 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報 又は住登外者宛名情報

(2) 総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報 又は住登外者宛名情報

(3) 総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請

(10) 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報

20 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報

(2) 総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報

(3) 総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請

に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

(4) 総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

21 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の対象者に係る外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報とする。

22 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、予防接種法によらない予防接種(市が費用助成を行うものに限る。)に係る費用の助成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の対象者に係る住民票関係情報又は住登外者宛名情報とする。

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、生活保護法第1

に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報

(4) 総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、生活保護法第1

9条第1項の規定による保護の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、要保護者等の学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による援助の実施に関する情報とする。

2～3 (略)

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者宛名情報とする。

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(3) (略)

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

7 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者宛名情報とする。

9条第1項の規定による保護の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、要保護者等の学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による援助の実施に関する情報とする。

2～3 (略)

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(3) (略)

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) (略)

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。